

第一回國會議院運輸及交通委員會會議錄第三十二号

昭和二十二年十一月一日(土曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 正木 清君

委員 高瀬 傳君 堤前田 郁君

井谷 正吉君 重井 鹿治君

島上善五郎君 館 俊三君

成重 光真君 原 彪君

堀川 恭平君 矢野 政男君

岡村利右衛門君 田村 虎一君

高橋 英吉君 木下 榮君

出席國務大臣

運輸大臣 吉米地義三君

委員外の出席者

專門調査員 岩村 勝君

十月三十日

地方鐵道法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第八一號)

の審査を本委員會に付託された。

十月二十二日

議員信託所を一般驛に昇格の請願

(山本猛夫君紹介)(第九二四號)

大絲線全通促進の請願(増田甲子七

君紹介)(第九三一號)

甲府・鹽尻間、鹽尻・名古屋間及び鹽

尻・長野間電化促進の請願(増田甲

子七君紹介)(第九三九號)

山形、鶴岡間鐵道敷設の請願(松浦

東介君紹介)(第九四一號)

矢島鐵道の損害賠償に關する請願

(村上清治君外一名紹介)(第九五〇

號)

一戸、岩泉間國營バス運輸開始の請

願(山本猛夫君紹介)(第九五五號)

荒谷前驛を一般驛に變更の請願(山

本猛夫君紹介)

第一類第十四号

本猛夫君紹介(第九五六號)

柏木平、遠野間改軌工事促進の請願

(山本猛夫君紹介)(第九五七號)

直方、福岡間國營バス運輸強化の請

願(淵上房太郎君紹介)(第九六五號)

常野線を水戸まで延長の請願(葉梨

新五郎君紹介)(第九七二號)

水戸、波崎間並びに鹿島、佐原間國

營バス運輸開始の請願(葉梨新五郎

君紹介)(第九七五號)

岐阜、根尾間國營バス運輸開始の請

願(大野伴陸君紹介)(第九七八號)

桶岡、寒河江間寒河江、荒砥間及び

神町、谷地間國營バス運輸開始の請

願(岡司安正君外一名紹介)(第九八

三號)

桶岡、寒河江間左澤、荒砥間及び神

町、谷地間鐵道敷設の請願(岡司安

正君外一名紹介)(第九八四號)

白城線を鳩ヶ谷まで延長の請願(田

村虎一君外一名紹介)(第九九二號)

野村町、大内驛間に國營バス運輸開

始の請願(井谷正吉君外二名紹介)(第

九九八號)

十月三十一日

杉田信託所を一般驛に昇格の請願

(大内一郎君紹介)(第一〇〇三號)

二本松、浪江間國營バス運輸開始の

請願(大内一郎君紹介)(第一〇〇四

號)

常野線を水戸まで延長の請願(葉梨

新五郎君紹介)(第一〇〇八號)

水戸、波崎間並びに鹿島、佐原間國

營バス運輸開始の請願(葉梨新五郎

君紹介)(第一〇〇九號)

福浪線を二本松まで延長の請願(大

内一郎君紹介)(第一〇一二號)

今市、田島間鐵道敷設の請願(高瀬

傳君外三名紹介)(第一〇一五號)

水戸、波崎間並びに鹿島、佐原間國

營バス運輸開始の請願(葉梨新五郎

君紹介)(第一〇一六號)

伊豫日吉、須崎間に國營バス運輸開

始の請願(井谷正吉君外四名紹介)(第

一〇二二號)

都道府縣會議員にその都道府縣内無

賃乗車券交付の請願(永井勝次郎君

外一名紹介)(第一〇四一號)

江迎、白ノ浦間國營バス運輸開始の

請願(北村徳太郎君外二名紹介)(第

一〇四三號)

姫路、若櫻間國營バス運輸開始の請

願(大上司君紹介)(第一〇五〇號)

甲府・鹽尻間、鹽尻・名古屋間及び

鹽尻・長野間電化促進の請願(増田

甲子七君紹介)(第一〇五二號)

宇部東線を山口南宮野地區まで延長

の請願(中嶋勝一君外二名紹介)(第

一〇五五號)

肥後線電化の請願(吉田安君外九名

紹介)(第一〇五六號)

上毛電氣鐵道復舊助成の請願(鈴木

強平君外一名紹介)(第一〇六〇號)

伊東、下田間鐵道速成の請願(小松

勇次君紹介)(第一〇六一號)

大絲線全通促進の請願(増田甲子七

君紹介)(第一〇六五號)

山陰線電化の請願(堀江實藏君紹介)

(第一〇七二號)

常陸鐵道松戸驛乗入の請願(菊池重

作君紹介)(第一〇七五號)

神町・米澤間並びに仙臺・山形間鐵

道電化の請願(海野三朗君紹介)(第

一〇八一號)

の審査を本委員會に付託された。

十月二十三日

兵庫縣警察局における省營自動車開

設促進に關する陳情書(兵庫縣安栗

郡土庫村長岸原徳四郎外三十三名)

(第四三三號)

有馬線復活に關する陳情書(兵庫縣

有馬郡山田村長中尾重三郎外十五

名)(第四四八號)

宮古市小本間國營自動車運輸開設に

關する陳情書(岩手縣下閉伊郡宮古

市長菊地信一外四名)(第四六八號)

を委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

地方鐵道法の一部を改正する法律案

(内閣提出)(第八一號)

○正木委員長 會議を開きます。

これより去る十月三十日本委員會に

付託になりました地方鐵道法の一部を

改正する法律案を議題といたします。

まず政府よりその提案理由の説明を聴

取いたします。運輸大臣。

地方鐵道法の一部を改正する法

律案

地方鐵道法の一部を次のように改

正する。

第一條第三項中「地方鐵道は接続

スルモノ」の下に「及索道」を加える。

第二十九條 削除

第二十九條 削除

附則

この法律は、昭和二十三年一月一

日から、これを施行する。

○吉米地國務大臣 地方鐵道法の一部

を改正する法律案の提案理由を申し上

げます。

案道につきましては、昭和二年逓信

省令第三十六號案道事業規則が制定せ

られておりますが、この規則は、法律

に基き省令ではありませぬので、昭和

二十二年法律第七十二號の規定によ

り、本年末をもつて失効することにな

るのでございます。政府におきまして

は、新憲法の施行に伴い、現行の地方

鐵道法は、これに案道も含めまして、

今日の情勢から見て種々不備な點を是

正することに鋭意研究中でありまし

て、なるべく早い機会に國會に、その

改正法律案を提出したいと思つておる

次第であります。

案道による運送は、公共的な事業で

ありますのに、案道事業規則が本年末

をもつて效力を失いますことは、危険

防止の點からも、公共の福祉を維持す

る點からも、放任することができませ

んのので、地方鐵道法の全面的な改正に

至るまで、やむを得ず暫定的な措置と

いたしましたして、今回地方鐵道法の一部

を改正する法律案を提出した次第であ

ります。

なお、第二十九條は、軍供用の義務

に關する規定で、新憲法上當然效力の

ないものでありますから、併せて削除

することとしたのであります。

何とぞ十分御審議くださるようお願い

いたします。

○正木委員長 お話りたいです。本法案については政府よりの提案の理由を聴取いたしました程度にとどめておきます。次回の委員会から質疑にはいりたいと思いますが、いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○正木委員長 それではさようにいたします。

○正木委員長 なおこの機会に、運輸大臣より過日當委員会において運賃値上げ等に關する質問に對して答辯があつたのでありますが、本日なお補足的な説明をいたしたいとの申出がありましたから、これを許したいと思います。よろしゅうございますか——なお速記は止めさせていただきますから、その點お含みを願います。

〔速記中止〕

○正木委員長 何か御發言がありましたら、なれば本日はこの程度で散會したいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○正木委員長 御異議がなければ本日はこの程度で散會いたします。次會の日程は追つて公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時二十一分散會